山形県障がい者雇用優良事業主認定事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、県が積極的に障がい者を雇用している事業主を認定し、その取組みを積極的に周知することにより、障がい者雇用に対する理解を増進させ、もって障がい者雇用の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）障がい者　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第２条第2号に掲げる身体障害者、同条第4号に掲げる知的障害者及び同条第6号に掲げる精神障害者（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第1条の4第1号に掲げる者に限る。）をいう。

（２）障がい者実雇用率　法第43条第１項に規定する対象障害者である労働者の数等を法附則第３条第２項の規定による読み替え後の法第43条第１項に規定する雇用する労働者の数で除した数をいう。

（認定基準）

第３条　知事は、次に掲げるすべての要件を満たす事業主（国、地方公共団体及び法第43条第６項に規定する特殊法人を除く。）を山形県障がい者雇用優良事業主として認定することができる。

（１）県内に所在する事業所全体の障がい者実雇用率が3.2％以上であること。

（２）法第43条第１項に規定する対象障害者である労働者の数が、県内に所在する事業所全体で２名以上であること。

（３）特例子会社（法第44条第１項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた子会社をいう。）でないこと。

（４）労働関係法令を遵守していること。

（５）公序良俗に反する事業を行っていないこと。

（認定の申請）

第４条　前条の規定による認定を受けようとする事業主は、山形県障がい者雇用優良事業主認定申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

（１）事業主の概要を示す資料

（２）法第43条第７項の規定により報告した「障害者雇用状況報告書」（直近のものに限る。）の写し（同項の規定による報告の必要がない事業主にあっては、その雇用する者が障がい者であることを証する書類）

（３）その他知事が必要と認める書類

（認定の決定）

第５条　知事は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、認定するかどうかを決定し、認定するときは山形県障がい者雇用優良事業主認定証（別記様式第２号）を事業主に交付するものとし、認定しないときはその旨を事業主に通知するものとする。

２　前項の規定による認定の有効期間は、認定証の交付の日から起算して３年を経過する日の属

する月の末日までとする。

（認定の更新）

第６条　山形県障がい者雇用優良事業主として認定された事業主（以下「認定事業主」という。）は、認定の更新を希望する場合は、有効期間の満了の日の１月前から15日前までの間に、知事に申請するものとする。

２　前２条の規定は、前項の規定による認定の更新について準用する。

（認定の取消し）

第７条　認定事業主は、第３条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、山形県障がい者雇用優良事業主変更届出書（別記様式第３号）により知事に届け出なければならない。

２　知事は、認定事業主が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。

（１）第３条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったとき。

（２）認定事業主から山形県障がい者雇用優良事業主認定辞退申出書（別記様式第４号）により、認定の辞退の申し出があったとき。

（３）その他認定事業主として適切でない事由が生じたとき。

３　知事は、前項の規定により認定を取り消すときは、山形県障がい者雇用優良事業主認定取消通知書（別記様式第５号）により認定事業主に通知する。

（変更の届出）

第８条　認定事業主は、次のいずれかについて変更があったときは、速やかに、その事実を証する書面を添えて、山形県障がい者雇用優良事業主変更届出書により知事に届け出なければならない。

（１）名称

（２）事業所の所在地

（３）代表者の氏名

（４）その他知事が必要と認める事項

（シンボルマークの使用）

第９条　認定事業主は、別に定めるシンボルマークを会社案内、名刺等に使用することができる。

（普及啓発）

第10条　知事は、認定事業主の障がい者雇用に関する取組みをホームページや発行物等を通じて周知し、障がい者雇用について普及啓発に努めるものとする。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか、障がい者雇用優良事業主認定事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２５年１１月　５日から施行する。

この要綱は、令和　２年１１月　６日から施行する。

この要綱は、令和　３年　９月１５日から施行する。

この要綱は、令和　５年　１月２５日から施行する。

この要綱は、令和　６年　４月　１日から施行する。

別記
様式第１号（第４条関係）

山形県障がい者雇用優良事業主認定申請書

年　　月　　日

山形県知事　殿

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

山形県障がい者雇用優良事業主認定事業実施要綱第３条の規定による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1	県内事業所の障がい者実雇用率	％
2	県内事業所で雇用する障がい者数	人
3	労働関係法令	□　遵守している　　□　遵守していない
4	公序良俗に反する事業	□　行っていない　　□　行っている
5	障がい者雇用のきっかけ、目的など	
6	障がい者雇用を推進するための具体的な取組み （例） ・ジョブコーチ制度の利用 ・施設・機械等の改善等配慮 ・相談担当者の配置 ・勤務時間等の配慮 ・通勤の配慮 ・専門機関との連携　など	

【担当者】

氏名		電話番号	
ＦＡＸ番号		Ｅメール	

＜添付書類＞

1　様式第１号　別紙（障がい者雇用状況）
2　事業主の概要を示す資料（会社概要など）
3　障害者雇用状況報告書（厚生労働省告示様式第６号）（直近のもの）の写し（従業員 40.0 人以上の事業所のみ）
4　障害者手帳の写しなど（従業員 40.0 人未満の事業所のみ）

様式第１号　別紙

障がい者雇用状況（その1）

所　在　地	
会　社　名	
県内の事業所数	

区　　分	合　計	事業所別の内容	
① 県内事業所の名称			
② 県内事業所の所在地			
③ 事業の内容			
④ 除外率(別紙記載上の注意の5参照)		%	%
⑤ 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)	人	人	人
⑥ 短時間労働者(20時間以上30時間未満)の数	人	人	人
⑦ 除外数 ((⑤+⑥×0.5)×④)小数点以下切捨て	人	人	人
⑧ 法定雇用障がい者の算定の基礎となる労働者の数 (⑤+⑥×0.5)-⑦	**0.0人**	**0.0人**	**0.0人**
⑨ 常用雇用身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の数			
（ｉ）重度身体障がい者の数	人	人	人
（ii）重度以外の身体障がい者の数	人	人	人
（iii）重度知的障がい者の数	人	人	人
（iv）重度以外の知的障がい者の数	人	人	人
（ｖ）精神障がい者の数	人		人
常用雇用障がい者数　計 (ｉ)×2+(ii)+(iii)×2+(iv)+(ｖ)×2	0.0人	0.0人	0.0人
⑩ 短時間労働身体障がい者、知的障がい者の数及び精神障がい者の数			
（ｉ）’重度身体障がい者である短時間労働者の数	人	人	人
（ii）’重度以外の身体障がい者である短時間労働者の数	人	人	人
（iii）’重度知的障がい者である短時間労働者の数	人	人	人
（iv）’重度以外の知的障がい者である短時間労働者の数	人	人	人
（ｖ）’精神障がい者である短時間労働者の数	人	人	人
短時間労働障がい者数　計 (ｉ)’+(ii)’×0.5+(iii)’+(iv)’×0.5+(ｖ)’	0.0人	0.0人	0.0人
⑪ 特定短時間労働身体障がい者、知的障がい者の数及び精神障がい者の数			
（ｉ）’重度身体障がい者である特定短時間労働者の数	人	人	人
（ii）’重度知的障がい者である特定短時間労働者の数	人	人	人
（iii）’精神障がい者である特定短時間労働者の数	人	人	人
特定短時間労働障がい者数　計 (ｉ)’×0.5+(ii)’×0.5+(iii)’×0.5	0.0人	0.0人	0.0人
⑫ 障がい者である労働者数　計⑨+⑩＋⑪	**0.0人**	**0.0人**	**0.0人**
実雇用率(⑫／⑧) (3.2%以上)			

※　事業所数により(その1)に記載しきれない場合、(その2)に記載ください。この場合、(その1)の合計の欄に(その2)の分も合算してください。

様式第１号　別紙

障がい者雇用状況（その2）

所　在　地	
会　社　名	
県内の事業所数	

区　　分	事業所別の内容			
①				
②				
③				
④	%	%	%	%
⑤	人	人	人	人
⑥	人	人	人	人
⑦	人	人	人	人
⑧	**0.0人**	**0.0人**	**0.0人**	**0.0人**
⑨				
（ｉ）	人	人	人	人
（ii）	人	人	人	人
（iii）	人	人	人	人
（iv）	人	人	人	人
（ｖ）	人	人	人	人
計	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
⑩				
（ｉ）’	人	人	人	人
（ii）’	人	人	人	人
（iii）’	人	人	人	人
（iv）’	人	人	人	人
（ｖ）’	人	人	人	人
計	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
⑪				
（ｉ）’	人	人	人	人
（iii）’	人	人	人	人
（ｖ）’	人	人	人	人
計	0.0人	0.0人	0.0人	0.0人
⑫	**0.0人**	**0.0人**	**0.0人**	**0.0人**

様式第２号（第５条第１項目関係）

山形県障がい者雇用優良事業主認定証

殿

山形県障がい者雇用優良事業主認定事業実施要綱第３条の規定により山形県障がい者雇用優良事業主として認定します

認定期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

山形県障がい者雇用優良事業主認定制度

年　　月　　日

山形県知事　　吉村　美栄子

様式第３号（第７条第１項・第８条関係）

山形県障がい者雇用優良事業主変更届出書

年　　月　　日

山形県知事　殿

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

山形県障がい者雇用優良事業主認定事業実施要綱第７条第１項（第８条）の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更事項	
変更前	
変更後	
変更年月日	

様式第４号（第７条第２項関係）

山形県障がい者雇用優良事業主認定辞退申出書

年　　月　　日

山形県知事　殿

申請者　所　在　地
名　　称
代表者氏名

山形県障がい者雇用優良事業主認定事業実施要綱第７条第２項の規定により、山形県障がい者雇用優良事業主認定の辞退を申し出ます。

様式第５号（第７条第３項関係）

山形県障がい者雇用優良事業主認定取消通知書

年　　月　　日

様

山形県知事

山形県障がい者雇用優良事業主認定事業実施要綱第７条第３項の規定により、認定を取り消します。